



新消予第10号
平成27年3月31日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

新居浜市消防本部
消防長 村上 秀



高圧ガス保安法等に基づく事務の愛媛県からの権限移譲について

平素は本市の消防行政に関しまして御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回、「愛媛県事務処理の特例に関する条例」に基づき、愛媛県から「高圧ガス保安法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に係る事務の権限が、平成27年4月1日から本市に移譲される運びとなりました。

つきましては、愛媛県から通知があった平成27年3月19日付け「高圧ガス保安法等に基づく事務の新居浜市への権限移譲について」のとおり、新居浜市内における高圧ガス等関係事務（別紙1）は消防本部が所管し、申請、届出及び相談等の窓口は消防本部予防課といたしますことをお知らせいたします。

また、本市では、権限移譲事務の円滑な運用を目的に、「新居浜市高圧ガス保安法施行規則」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」の策定作業を進めておりましたが、平成27年4月1日付けで施行する運びとなりましたので、併せてお知らせいたします。

この規則では、申請等の手続きに関する運用として、届出等の種類を追加するとともに申請書等の提出部数（別紙2）を改めて定めておりますので、ご承知おきください。

本市といたしましては、このたびの移譲事務を行うことにより、高圧ガス及び液化石油ガスによる災害を防止し、公共の安全の確保が図れるよう、より一層の地域の安全・安心と事務手続き等の利便性の向上に努めたいと考えておりますので、今後の高圧ガス等保安行政の円滑な推進につきましても、御支援と御協力を賜りますよう、よろしく願いいたします。

別紙1 新居浜市に権限移譲された高圧ガス等関係事務について

別紙2 新居浜市における申請等の手続きについて

高圧ガス等事務 担当課

名称 新居浜市消防本部 予防課 保安係
住所 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号（消防庁舎3階）
電話 0897-65-1342（直通）/0897-34-0119（代表）
FAX 0897-34-1189

別紙 1 (新居浜市に権限移譲された高圧ガス関係等事務について)

1. 高圧ガス保安法 (昭和 26 年法律第 204 号) に基づく事務

法条項	移譲事務の項目
第 5 条第 1 項	第一種製造者に係る製造の許可
第 5 条第 2 項	第二種製造者の製造の届出の受理
第 9 条	第一種製造者に係る製造の許可の取消し
第 10 条第 2 項	第一種製造者の地位の承継の届出の受理
第 10 条の 2 第 2 項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理
第 11 条第 3 項	第一種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令
第 12 条第 3 項	第二種製造者の製造のための施設等に関する技術上の基準への適合命令
第 14 条第 1 項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の変更の許可
第 14 条第 2 項	第一種製造者の製造のための施設の位置等の軽微な変更の届出の受理
第 14 条第 4 項	第二種製造者の製造のための施設の位置等の変更の届出の受理
第 15 条第 2 項	貯蔵に関する技術上の基準への適合命令
第 16 条第 1 項	第一種貯蔵所の設置の許可
第 17 条第 2 項	第一種貯蔵所の設置の許可を受けた者の地位の承継の届出の受理
第 17 条の 2 第 1 項	第二種貯蔵所の設置の届出の受理
第 18 条第 3 項	第一種貯蔵所又は第二種貯蔵所の位置等に関する技術上の基準への適合命令
第 19 条第 1 項	第一種貯蔵所の位置等の変更の許可
第 19 条第 2 項	第一種貯蔵所の位置等の軽微な変更の届出の受理
第 19 条第 4 項	第二種貯蔵所の位置等の変更の届出の受理
第 20 条第 1 項	第一種製造者の施設のための施設等の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 20 条第 3 項	第一種製造者の施設のための施設の位置等の変更に係る完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 20 条第 4 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 20 条の 4	販売事業の届出の受理
第 20 条の 4 の 2 第 2 項	販売業者の地位の承継の届出の受理
第 20 条の 5 第 2 項	災害の発生の防止に関する周知等の勧告
第 20 条の 5 第 3 項	販売業者等が勧告に従わないときの公表

第 20 条の 6 第 2 項	販売の方法に関する技術上の基準への適合命令
第 20 条の 7	高圧ガスの種類の変更の届出の受理
第 21 条第 1 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 2 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 3 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 4 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 21 条第 5 項	製造等の廃止等の届出の受理
第 22 条第 1 項	輸入をした高圧ガス及び容器の輸入検査
第 22 条第 1 項 第 1 号	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出 及び輸入検査の結果の報告の受理
第 22 条第 2 項	協会又は指定輸入検査機関による輸入検査の受検に関する届出 及び輸入検査の結果の報告の受理
第 22 条第 3 項	輸入された高圧ガス及び容器の廃棄等の命令
第 24 条の 2 第 1 項	特定高圧ガスの消費の届出の受理
第 24 条の 2 第 2 項	第二種製造者等の地位の承継の届出の受理
第 24 条の 3 第 3 項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設等に関する技術上の基 準への適合命令
第 24 条の 4 第 1 項	特定高圧ガス消費者の消費のための施設の位置等の変更の届出 の受理
第 24 条の 4 第 2 項	特定高圧ガスの消費の廃止の届出の受理
第 26 条第 1 項	危害予防規程の制定又は変更の届出の受理
第 26 条第 2 項	危害予防規程の変更の命令
第 26 条第 4 項	危害予防規程の遵守等の命令又は勧告
第 27 条第 2 項	保安教育計画の変更の命令
第 27 条第 5 項	保安教育計画の実行等の勧告
第 27 条の 2 第 5 項	保安統括者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 2 第 6 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 3 第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 27 条の 4 第 2 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 28 条第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 33 条第 3 項	保安技術管理者等の選任又は解任の届出の受理
第 34 条	保安統括者等の解任の命令
第 35 条第 1 項本文	第一種製造者の特定施設の保安検査
第 35 条第 1 項	協会若しくは指定保安検査機関による保安検査の受検に関する 届出の受理
第 35 条第 3 項	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
第 36 条第 2 項	危険時の届出の受理

第 38 条第 1 項	第一種製造者の製造等の許可の取消し又はその製造等の停止の命令
第 38 条第 2 項	第二種製造者の製造等の停止の命令
第 39 条	公共の安全の維持等のための緊急措置
第 39 条の 11 第 1 項	完成検査又は保安検査の記録の届出の受理
第 39 条の 11 第 2 項	完成検査又は保安検査の記録の届出の受理
第 41 条第 2 項	容器製造業者の製造の方法に関する技術上の基準への適合命令
第 44 条第 1 項	容器検査
第 45 条第 1 項	容器への刻印又は標章の掲示
第 45 条第 2 項	容器への刻印又は標章の掲示
第 48 条第 5 項	容器への充てんの許可
第 49 条第 1 項	容器再検査
第 49 条第 3 項	容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示
第 49 条第 4 項	容器再検査に係る容器への刻印又は標章の掲示
第 49 条の 2 第 1 項	附属品検査
第 49 条の 3 第 1 項	附属品への刻印
第 49 条の 4 第 1 項	附属品再検査
第 49 条の 4 第 3 項	附属品再検査に係る附属品への刻印
第 49 条の 30	製造した容器又は附属品の回収等の命令
第 49 条の 35	輸入した容器又は附属品の回収等の命令
第 50 条第 3 項	容器検査所の登録又はその更新
第 50 条第 4 項	容器再検査等を行うことのできる容器又は附属品の種類の制限
第 52 条第 2 項	検査主任者の選任又は解任の届出の受理
第 52 条第 4 項	検査主任者の解任の命令
第 53 条	容器検査所の登録の取消し又は容器再検査等の停止の命令
第 54 条第 1 項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る届出
第 54 条第 2 項	容器に充てんする高圧ガスの種類等の変更に係る刻印等及び刻印等の抹消
第 56 条第 1 項	容器のくず化等の命令
第 56 条第 2 項	容器検査に合格しなかった容器に関する報告の受理
第 56 条第 4 項	附属品検査等に合格しなかった附属品に関する報告の受理
第 56 条の 2	容器検査所の容器再検査等の業務の廃止の届出の受理
第 61 条第 1 項	第一種製造者等の業務に関する報告の徴収
第 62 条第 1 項	高圧ガスの製造をする者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
第 63 条第 1 項	災害発生等の届出の受理
第 63 条第 2 項	災害発生に係る事項の報告の命令

第 64 条	災害発生時の指示
第 74 条第 1 項	関係行政機関への通報
第 74 条第 2 項	警察官等からの通報の受理
第 74 条第 3 項	警察官等からの通報の受理
第 74 条第 4 項	経済産業大臣への報告に関する事務

2. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 42 年法律第 149 号）に基づく事務（※ 2 以上の市町の区域内にわたるものに関するものを除く。）

※ 2 以上の市町の区域にわたる事業、施設については従前のおり愛媛県が事務を行います。

法条項	移譲事務の項目
第 3 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者の登録
第 3 条の 2 第 1 項	液化石油ガス販売事業者登録簿への登録
第 3 条の 2 第 2 項	液化石油ガス販売事業者の登録の通知
第 3 条の 2 第 3 項	液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧
第 4 条第 2 項	液化石油ガス販売事業者の登録の拒否の通知
第 6 条	登録行政庁等の変更の届出の受理
第 8 条	液化石油ガス販売事業者の氏名等の変更の届出の受理
第 10 条第 3 項	液化石油ガス販売事業者等の地位の承継の届出の受理
第 13 条第 2 項	災害の発生の防止に関する必要な措置の命令
第 14 条第 2 項	一般消費者等への書面の交付又は再交付の命令
第 16 条第 3 項	貯蔵施設等に関する技術上の基準等への適合命令
第 16 条の 2 第 2 項	供給設備に関する技術上の基準への適合命令
第 19 条第 2 項	業務主任者の選任又は解任の届出の受理
第 21 条第 2 項	業務主任者の代理者の選任又は解任の届出の受理
第 22 条	業務主任者等の解任の命令
第 23 条	液化石油ガス販売事業等の廃止の届出の受理
第 25 条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し
第 26 条	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
第 26 条の 2	液化石油ガス販売事業者の登録の消除
第 29 条第 1 項	保安機関の認定
第 32 条第 1 項	保安機関の認定の更新
第 33 条第 1 項	保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可
第 33 条第 2 項	保安業務に係る一般消費者等の数の減少の届出の受理
第 34 条第 3 項	保安業務の実施等の命令
第 35 条第 1 項	保安業務規程の制定又は変更の認可

第 35 条第 3 項	保安業務規程の変更の命令
第 35 条の 2	保安機関に関する認定の基準への適合命令
第 35 条の 3	保安機関の認定の取消し
第 35 条の 4	登録行政庁等の変更の届出の受理
第 35 条の 4	保安機関の氏名等の変更の届出の受理
第 35 条の 4	保安機関の地位の承継の届出の受理
第 35 条の 4	保安機関の廃止の届出の受理
第 35 条の 5	消費設備に関する技術上の基準への適合命令
第 35 条の 6 第 1 項	液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定
第 35 条の 7	販売契約等に係る一般消費者等の数の報告の受理
第 35 条の 10 第 1 項	認定液化石油ガス販売事業者に係る保安の確保の方法等の認定の取消し
第 35 条の 10 第 2 項	認定液化石油ガス販売事業者への報告の催告及び認定の取消し
第 36 条第 1 項	貯蔵施設等の設置の許可
第 37 条の 2 第 1 項	貯蔵施設の位置等の変更の許可
第 37 条の 2 第 2 項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理
第 37 条の 3 第 1 項	貯蔵施設等の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 3 第 2 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 37 条の 4 第 1 項	充てん設備の許可
第 37 条の 4 第 3 項	貯蔵施設の位置等の変更の許可
第 37 条の 4 第 3 項	貯蔵施設の撤去等の届出の受理
第 37 条の 4 第 4 項	充てん設備の完成検査及び協会又は指定完成検査機関による完成検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 4 第 4 項	協会又は指定完成検査機関による完成検査の結果の報告の受理
第 37 条の 5 第 3 項	充てん設備等に関する技術上の基準への適合命令
第 37 条の 6 第 1 項	充てん設備の保安検査及び協会又は指定保安検査機関による保安検査の受検に関する届出の受理
第 37 条の 6 第 3 項	協会又は指定保安検査機関による保安検査の結果の報告の受理
第 37 条の 7 第 1 項	貯蔵施設等の許可の取消し又はその使用の停止の命令
第 37 条の 7 第 2 項	特定供給設備の使用の停止の命令に係る通知
第 38 条の 10 第 1 項	特定液化石油ガス設備工事業の届出の受理
第 38 条の 10 第 2 項	特定液化石油ガス設備工事業事業者の氏名等の変更又は廃止の届出の受理
第 82 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者又は保安機関の業務等の状況に関する報告の徴収
第 82 条第 1 項	液化石油ガス設備士又は特定液化石油ガス設備工事業事業者の業

	務等の状況に関する報告の徴収
第 82 条第 2 項	充てん事業者の業務等の状況に関する報告の徴収
第 83 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 2 項	保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 3 項	液化石油ガス販売事業者の事務所等に係る立入り、検査、質問又は収去
第 83 条第 3 項	充てん事業者又は特定液化石油ガス設備工事事業者の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 83 条第 4 項	保安機関の事務所等に係る立入り、検査又は質問
第 87 条第 1 項	関係行政機関への通報
第 87 条第 2 項	消防長からの要請の受理
第 88 条第 2 項	液化石油ガス販売事業者に係る認定又はその取消しの公示
第 90 条第 1 項	液化石油ガス販売事業者の登録の取消し等に係る聴聞
施行令第 13 条第 8 項	経済産業大臣への報告に関する事務

別紙2（新居浜市における申請等の手続について）

1. 新居浜市高圧ガス保安法施行規則（以下「高圧法規則」という。）に係る手続

手続項目	手続概要	根拠条文
高圧ガス施設等の工事の報告	第一種製造者又は第一種貯蔵所の所有者若しくは占有者は、法第14条又は第19条の規定による独立した製造設備、貯蔵設備又は容器置場の撤去の工事をするとき、高圧ガス施設等工事報告書（第19号様式）により、あらかじめ市長に報告しなければならない。	高圧法規則 第14条関係
氏名等の変更の届出	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者又は容器検査所の登録を受けた者は、その氏名（法人にあってはその名称又は代表者の氏名）又は住所若しくは所在地に変更があったときは、氏名等の変更の届出書（第20号様式）を、遅滞なく、市長に提出しなければならない。ただし、当該変更が法の規定による申請又は届出に係る事項である場合にあっては、この限りでない。	高圧法規則 第15条関係
許可申請等の取下げ	法の規定による許可、検査、認定又は登録若しくはその更新（以下この条において「許可等」という。）に係る申請をした者は、当該許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下書（第21号様式）を市長に提出しなければならない。	高圧法規則 第16条関係
申請書等の提出部数	法、高圧ガス保安法施行令、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及びこの規則に規定する申請書、届出書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。	高圧法規則 第17条関係

※「法」とは、高圧ガス保安法

2. 新居浜市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法規則」という。）に係る手続き

項目	手続き概要	根拠条文
充填設備の使用の休止の届出	省令第81条第1項ただし書の規定による届出は、充填設備使用休止届出書（第22号様式）により行わなければならない。	液石法規則第17条関係
許可申請等の取下げ	法の規定による許可、検査、認可、登録又は認定若しくはその更新（以下この条において「許可等」という。）に係る申請をした者は、当該許可等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、許可申請等取下書（第23号様式）により、市長に提出しなければならない。	液石法規則第18条関係
申請書等の提出部数	法、政令、省令及びこの規則に規定する申請書、届出書等の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。	液石法規則第19条関係

※「法」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

「政令」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令

「省令」とは、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則